

第2部 厚生行政の現状

第11章 戦没者の遺族,戦傷病者などの援護はどうなっているか

第1節 戦没者の遺族および戦傷病者の援護

1 戦没者の遺族の援護

戦傷病者戦没者遺族等援護法の対象は,もとの軍人(陸海軍の文官を含む。),事変地または戦地勤務の有給の軍属(船舶運営会の運航する船舶の乗組船員などを含む。)および国家総動員法による被徴用者・動員学徒など,いわゆる準軍属の遺族である。

この法律によって戦没者の遺族に支給される給付金は,遺族年金・遺族給与金および弔慰金であるが,軍人・軍属が公務上の原因により死亡した場合は遺族年金(7万1,000円)が,準軍属が公務上の原因により死亡した場合は遺族給与金(遺族年金の半額)が支給され,さらに,軍人・軍属もしくは準軍属が公務上の傷病により,また,軍人・軍属が事変・戦争に関する勤務に関連する傷病により,それぞれ,大東亜戦争の開始(昭和16年12月8日)以後に死亡した場合には,弔慰金(軍人・軍属は5万円,準軍属は3万円)が,10年償還,年利6分の記名国債をもって支給される。

戦没者などの妻に対する特別給付金支給法の対象となっているのは,日華事変爆发(12年7月7日)以後の公務上の傷病により死亡した軍人・軍属または準軍属の妻で,38年4月1日に公務扶助料,遺族年金などの受給権を有していたものである。支給される特別給付金は,一律に20万円であり,10年償還の無利子の記名国債をもって支給される。

第2部 厚生行政の現状

第11章 戦没者の遺族、戦傷病者などの援護はどうなっているか

第1節 戦没者の遺族および戦傷病者の援護

2 39年度における施策

軍人・軍属等の遺族に対する援護は、27年の戦傷病者戦没者遺族等援護法の制定以後、多くの改善がなされてきたが、なお、支給要件・対象範囲の制限などのため処遇もれになっている者があり、その救済を望む声強い。このような要望にこたえて、39年度においては、戦傷病者戦没者遺族等援護法を改正して、公務傷病の範囲の拡大、遺族一時金制度の新設、再婚を解消した妻への遺族年金・遺族給与金の支給などの改善措置を講じた。その概要は次のとおりである。

まず第1の改正点は、軍人・軍属について公務傷病の範囲を拡大したことである。従来、軍人が大東亜戦争中戦地における勤務中に傷病にかかった場合において、それが故意または重大な過失によるものであることが明らかでないときは、公務上の傷病とみなし、その傷病で死亡した場合には遺族に対し遺族年金(または公務扶助料)を支給していた。今回の改正においては、対象を軍人のみではなく軍属に及ぼすとともに、日華事変中の事変地勤務にまで拡大し、その遺族に遺族年金を支給することとした。

第2の改正点は、新たに遺族一時金制度を設けたことである。遺族年金または弔慰金を支給されるためには、公務上の傷病(公務上とみなされるものを含む。)又は勤務に関連した傷病により死亡したものでなければならない。しかしながら、医学的に、あるいは資料の面から公務上の傷病であることが立証困難な疾病などによって死亡した場合であっても、公務上の傷病との関連あるいは戦地におけるか酷な悪条件のもとにおける勤務の影響を全く無視することは適当でないと考えられる。したがって、軍人または軍属が、公務傷病の療養中その傷病によることが立証できない傷病により死亡した場合、または6か月以上戦地勤務をした後においてある一定の期間内に死亡した場合には、その遺族に対し遺族一時金を支給することとした。この一時金は、一律10万円で現金をもって支給される。

第3の改正点は、戦没者の死亡後再婚をしたが、その後その再婚を解消した妻に対して遺族年金を支給することとしたことである。戦没者の妻が再婚したときは遺族年金・公務扶助料等は支給されないこととなっている。しかるに、21年2月に旧軍人恩給が停止され、やむなく再婚せざるを得なかったものの、比較的短期間のうちに解消せざるを得なかった者がある。しかも、戦傷病者戦没者遺族等援護法の施行前に再婚を解消していた場合は、同法施行時においては、他の再婚をしなかった者と同様の状態にあったものと考えられる。このような点に着目し、軍人恩給の停止から遺族等援護法の施行までの期間(21年2月1日から27年4月29日)中に再婚し、かつ、離婚によりその再婚を解消した妻について、39年10月から遺族年金又は遺族給与金を支給することとした。なお、同様の事情において氏を改める再婚をし、かつ、離婚によりその再婚を解消した父母についても同様である。

その他の改正としては、陸海軍の判任文官については、いわゆる軍人恩給の停止の期間中も恩給の停止がなく、引き続き公務扶助料が支給されていたので、戦傷病者戦没者遺族等援護法の対象としなかったのであるが、その内縁の妻、別戸籍の父母などは、恩給法の適用も受けられず、何らの処遇も受けていないので、これらを援護法の対象に加えることとしたことなどである。

以上が39年度における改善の概要であるが、なお年金額が37年に増額されたままであり、諸物価の高騰に取り残されていること、支給要件の制約、対象範囲の制限などについて改善の要望が強い。そこで、40年度において、恩給法による公務扶助料とあわせて10月から年金額の増額を行なうとともに、第48回国会で成立した戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法により、弔慰金の支給は受けたが戦没者に関し現に公務扶助料・遺族年金などの支給を受ける者のない遺族に対し、特別弔慰金を支給することとしている。

戦傷病者戦没者遺族等援護法による戦没者遺族に対する遺族年金等の裁定状況は、40年3月末日現在において軍人関係192万1,000件、軍属関係13万6,000件、準軍属関係10万件、計215万7,000件に及んでいる。戦没者などの妻に対する特別給付金支給法の対象者は約44万人と見込まれているが、40年3月末日現在で37万9,000件を裁定し、ほぼ予定どおりの進ちよく状況を示している。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2部 厚生行政の現状

第11章 戦没者の遺族,戦傷病者などの援護はどうなっているか

第1節 戦没者の遺族および戦傷病者の援護

3 戦傷病者の援護

かつての大戦において,公務上負傷した者および疾病にかかっているお療養の必要がある者は,現在全国に約18万人いると推定されている。

これらの戦傷病者に対しては,現在,恩給法または戦傷病者戦没者遺族等援護法により所得面の援護が行なわれ,また,戦傷病者特別援護法により,医療面その他の援護が行なわれている。

第2部 厚生行政の現状

第11章 戦没者の遺族,戦傷病者などの援護はどうなっているか

第1節 戦没者の遺族および戦傷病者の援護

3 戦傷病者の援護

(1) 所得面の援護

戦傷病者戦没者遺族等援護法により,戦傷病者に対しては,障害年金または障害一時金が支給されている。その額は,戦傷病者のもとの身分の別および不具廃疾の程度によって異なり,障害年金の額は,軍人・軍属の一番重度の不具廃疾の特別項症で年額38万500円,一番軽度の第3款症で年額3万円であり,準軍属に対するものは,軍人・軍属に対するものの半額となっている。また,障害一時金は,軍属(ただし,不具廃疾の程度が第1款症から第3款症までの者)のみに支給され,その額は,第1款症で24万8,000円,第3款症で17万6,000円である。

39年度においては,この法律の一部が改正されて,故意または重過失以外の事由により負傷し,または疾病にかかり,第6項症以上の障害を有する軍人・軍属に対しても障害年金が支給されることとなった。

なお,40年度においては,恩給法による傷病恩給の増額に関連して,この法律による障害年金および障害一時金の額も10月から引き上げることとなっている。

第2部 厚生行政の現状

第11章 戦没者の遺族,戦傷病者などの援護はどうなっているか

第1節 戦没者の遺族および戦傷病者の援護

3 戦傷病者の援護

(2) 医療面その他の援護

所得面以外の戦傷病者に対する援護は,現在,38年に制定された戦傷病者特別援護法に基づいて行なわれている。この法律は,国家補償の理念に立って,戦傷病者に対し,療養の給付・療養手当の支給・葬祭費の支給・更生医療の給付・補装具の支給および修理・国立保養所への収容ならびに日本国有鉄道および連絡船への乗車および乗船についての無賃取扱いの7種類の援護を行なうことを定めている。

なお,戦傷病者は,この法律により戦傷病者手帳の交付を受けることとなっており,交付を受けた者の数は,40年3月末日現在で,11万2,151人である。

39年度においては,この法律の一部が改正されて,次のような援護内容の改善が行なわれた。

ア 軍人・軍属の負傷又は疾病で,故意または重大な過失によるものであることが明らかでないものを公務によるものとみなすこと。

イ 略治などの理由によって,療養を中断したため療養の給付を受ける権利を失った再発患者に対して療養の給付を行なうこと。

ウ 療養の給付,補装具の支給などについて,もとの身分別に設けられていた適用制限を廃止すること。

エ 葬祭費の額を5,000円から6,000円に引き上げること。

さらに,この法律による戦傷病者援護の内容をいっそう改善するため,戦傷病者相談員に対する相談業務などの委託,療養手当の増額および国鉄無賃乗車船の取扱いをする戦傷病者の範囲の拡大などが40年度から実施される。

第2部 厚生行政の現状

第11章 戦没者の遺族、戦傷病者などの援護はどうなっているか

第2節 未帰還者の消息調査と引揚者の援護

1 未帰還者の消息調査

戦後20年を経過した今日、いまだ外地にあってその生死が明らかにされていない人々や、望郷の念にかられながらも故国に帰ることができない事情におかれている人々があることは、その関係者にとって形容しがたい苦痛といわねばならない。政府は、従来からソ連や中共などの当事国との、外交折衝や赤十字ルートによる話合いによってこのような未帰還問題の解決につとめてきたのであるが、微妙な国際情勢などのために、この問題を急速に打開することはなかなか困難な見通しである。しかし、ソ連関係については、39年10月に、帰国希望者を帰国させることおよび消息不明者の調査を行なうことのソ連政府の意向が伝えられたので、明るい期待が持たれるに至った。一方、国内的には、帰還者などからの情報の提供に基づいて未帰還者の消息をその行動経過に従って追求し、収集した各種の資料を総合して、その未帰還者について最終的な状況を明らかにする調査が忍耐づよく行なわれている。

このため、厚生省は状況の不明な未帰還者各人についてその足どりを検討し、未帰還者と同一の行動をとり、又はとったと思われる多くの帰還者から未帰還者についての消息資料を入手することにつとめている。

40年3月末の未帰還者は次のとおりである。

これら未帰還者のうち過去7年以内の生存資料のあるものは2,164人である。なお、このほか本人の自由意思で残留していることが判明したため未帰還者数から除いた者が1,672人いる。

未帰還者の留守家族に対しては、未帰還者留守家族等援護法により留守家族手当が支給されるほか、未帰還者の死亡の事実が判明した場合には葬祭料および遺骨引取経費が支給される。

第2-11-1表 地域別未帰還者数

第2-11-1表 地域別未帰還者数
(単位：人)

	未帰還者数		未帰還者数
総 数	6,145	北 朝 鮮	223
ソ連本土	133	中 共	4,768
樺太・千島	480	南 方	541

厚生省援護局調べ

第2部 厚生行政の現状

第11章 戦没者の遺族,戦傷病者などの援護はどうなっているか

第2節 未帰還者の消息調査と引揚者の援護

2 引揚者の護援

海外からの日本人の引揚げは,中共地域およびソ連地域からの集団引揚げが終わった34年以後は,個別引揚げが引き続いて行なわれ,最近では38年に112人,39年に204人が引き揚げたが,外地にいる日本人で引揚げを希望している者は,40年3月末日現在で,ソ連地域に206人,中共地域に506人,北朝鮮地域に9人いることが留守宅あての通信などにより判明している。

引揚者に対する援護としては,日本までの船運賃の全額国庫負担,帰還手当・帰郷旅費などの金品の支給,上陸地から帰郷先までの鉄道運賃などの国庫負担を行なうほか,中共地域からの引揚者に対しては,中共国内の旅費を支給している。また,定着後は,更生資金の貸付,公営住宅の貸与などの援護を行なっている。

さらに,引揚者および引揚前外地で死亡した者の遺族には,32年から,引揚者給付金等支給法により引揚者給付金または遺族給付金が支給されている。これら給付金の支給該当者は345万人と見込まれているが,40年3月末日現在で約316万の認定を終了し,約459億円の国債が発行されている。

第2部 厚生行政の現状

第11章 戦没者の遺族,戦傷病者などの援護はどうなっているか

第2節 未帰還者の消息調査と引揚者の援護

3 戦時死亡宣告

未帰還者について調査究明の結果,その死亡が確認された場合には,いわゆる死亡公報を発行するが,具体的に死亡の日時や場所を確認するには至らないが,消息を絶った時期や場所などから総合的に判断して死亡と断ぜざるを得ない者については,未帰還者に関する特別措置法に基づき,その留守家族の同意を得て,厚生大臣が家庭裁判所に戦時死亡宣告の申立てを行なうことになっている。この制度によって,戦時死亡宣告の審判が確定した数は,40年3月末日現在で1万6,976人に達しているが,これらの人々の遺族に対しては,原則としては,恩給法による公務扶助料または戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金もしくは遺族給与金が支給されるほか,全員に弔慰料が支給される。

なお,戦時死亡宣告の審判が確定した人々についても,国としては,引き続き未帰還者に対する調査に準じて,その消息調査を継続している。

第2部 厚生行政の現状

第11章 戦没者の遺族,戦傷病者などの援護はどうなっているか

第3節 戦没者に対する叙位および叙勲の開始

今次戦争における戦没軍人軍属に対する叙位・叙勲は,連合軍司令部の指令に基づき,昭和22年4月限りで停止されたが,38年7月,生存者叙勲の閣議決定がなされるに至って,この戦没者の叙位・叙勲を停止のまま放置することは,戦没者に対し非礼であり,国の道義にももとするものであるとして,翌39年1月7日,戦没者の叙位および叙勲を開始することにつき閣議決定がなされた。

叙位・叙勲の対象者となるは約200万人であるが,この事務の実施については,迅速を旨とし,おおむね5年でこれを処理する方針で進められている。39年2月事務を開始して以来40年3月末日までに,叙勲の発令されたものは,12万7,700人である。(叙位の手続きはまだ進めていない。)

なお,旧沖縄県に本籍があった者の叙位・叙勲については,沖縄の米国民政府長官に交渉中のところ,40年3月10日,了承の回答が得られ,この事務を開始できることとなった。

第2部 厚生行政の現状

第11章 戦没者の遺族,戦傷病者などの援護はどうなっているか

第4節 戦没者の追悼行事等

1 全国戦没者追悼式

すぐる大戦において死没した約300万の軍人軍属・準軍属・一般市民に国をあげて追悼の誠を捧げるため,昭和38年に引き続き,39年8月15日に政府主催の全国戦没者追悼式が天皇皇后両陛下ご臨席のもとに政府・国会その他各界代表,関係団体の代表および全国の戦没者遺族代表合わせて約1,600人が参列し,靖国神社の境内において挙行された。式典当日は官公庁・銀行・会社などは一せいに半旗を掲げ,正午には式場における黙とうに合わせて全国民が一せいに黙とうを行ない,平和への祈りをこめて戦没者に追悼の誠を捧げた。

第2部 厚生行政の現状

第11章 戦没者の遺族,戦傷病者などの援護はどうなっているか

第4節 戦没者の追悼行事等

2 千島ヶ淵戦没者墓苑納骨ならびに拝礼式

戦後,各戦域から政府などの手により収集された戦没者の無名の遺骨は,国立の千島ヶ淵戦没者墓苑に納められているが,しゅん工式以後に政府派遣の遺骨収集団により収集されたものなど,厚生省に仮安置されていた戦没者の遺骨で遺族に渡すことができないものを墓苑に納める必要があったので,40年3月28日,厚生省主催のもとに,この墓前において千島ヶ淵戦没者墓苑納骨ならびに拝礼式が行なわれた。

当日は,天皇皇后両陛下のご臨場を仰ぎ,政府・国会などの代表および関係団体の代表・遺族あわせて約500人が参列して盛大に式典がとり行なわれた。

第2部 厚生行政の現状

第11章 戦没者の遺族,戦傷病者などの援護はどうなっているか

第4節 戦没者の追悼行事等

3 中共地域への墓参

中国関係の戦争裁判による死没者のうち,遺骨が日本に未送還となっている68柱については,かねてその遺族から中国内の埋葬地へ墓参したいという希望が表明されていたが,中国紅十字会から墓参が許可された旨の通知があったので,政府は,遺族代表6人を全額国費で墓参させることとした。遺族代表一行は,39年5月21日から1か月間,広州・武漢・北京・大原・南京・上海と中共各地を訪問して処刑当時遺骨が埋葬された地点で慰霊を行なった。

第2部 厚生行政の現状

第11章 戦没者の遺族,戦傷病者などの援護はどうなっているか

第4節 戦没者の追悼行事等

4 グアム島に残存すると伝えられた元日本兵の調査

39年8月26日グアム島北部の米海兵隊基地内で,元日本兵らしい2人の人物が発見され,米海兵隊グアム警察隊で捜索したが,捕えることができなかったという報道が伝えられたので,厚生省は,職員3人および民間人1人からなる調査団を,9月18日から10月24日まで,同島に派遣したが,当初の情報の人物が,元日本兵であるという確認は得られず,また,現在元日本兵が生存している証拠は見出されなかった。

第2部 厚生行政の現状

第11章 戦没者の遺族,戦傷病者などの援護はどうなっているか

第4節 戦没者の追悼行事等

5 インドネシア地域遺骨収集団の派遣

インドネシア地域の遺骨収集については,31年に西部ニューギニア(当時オランダ領)および北ボルネオ(当時英領)の遺骨収集を実施した際にあわせて行なうことを計画したのであるが,インドネシア政府が国内事情を理由にこれを拒否したため実施できなかった。その後,39年末に正式に承認を得て,職員4人,遺族代表2人,宗教家1人からなるインドネシア地域遺骨収集団を派遣した。派遣団は,39年12月23日から40年2月3日まで,マカッサル,メナド,タラカン,ポンチャナク,バリックパパンなど10か所において,戦争裁判により刑死した人々の遺体の処理および戦場に残された遺骨140柱の収集を行なった。派遣団の帰国後,2月8日,東京の九段会館において,厚生省主催のインドネシア地域戦没者追悼式が,関係の遺族,団体等多数の参列のもとにとり行なわれた。

第2部 厚生行政の現状

第11章 戦没者の遺族,戦傷病者などの援護はどうなっているか

第4節 戦没者の追悼行事等

6 在日朝鮮人の北朝鮮帰還

在日朝鮮人の北朝鮮への帰還は,日本赤十字社と朝鮮赤十字会との協定に基づき,34年12月に開始されたが,業務開始以来40年3月までに123回にわたり8万2,925人が帰還した。帰還業務は,当初は政府と日本赤十字社とが運営していたのであるが,時日の経過とともに帰還者が減少し,おおむね1か月に200人ないし300人程度が帰還する規模となったので,38年12月以後は日本赤十字社が主体となって業務を運営し,国は,その経費を同社に補助するという事になった。
